

鋸南町告示第30号

鋸南町空き家片付け応援支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鋸南町空き家バンクの活用及び定住促進による地域活性化を図るため、鋸南町における空き家バンクに登録した空き家にある家財道具等の処分運搬、清掃等（以下「片付け」という。）をする費用に対し、予算の範囲内において、鋸南町空き家片付け応援支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 鋸南町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱（平成27年鋸南町告示第57号。以下「空き家バンク要綱」という。）第2条第1号に規定する空き家で、空き家バンク要綱第4条第2項に規定する登録がされている物件をいう。
- (2) 家財道具等 空き家に使用されず放置された状態の電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨及びその他家財道具をいう。
- (3) 空き家物件登録者 空き家バンク要綱第2条第2号に規定する者をいう。
- (4) 空き家バンク 空き家バンク要綱第2条第3号に規定する空き家バンクをいう。
- (5) 協力代行者 片付けの作業に協力又はその作業を代行するものをいう。

(支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「支援金対象者」という。）は、町内において居住の用途に供するため、空き家の家財道具等の撤去を行う者であって、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 空き家物件登録者であり、家財道具等の処分等をする権限を有していること。この場合において、支援金の交付を受けた日から2年以上空き家バンク物件登録台帳に登録する意思があること。
- (2) 支援金対象者と同一の世帯に属する者全員が本町から賦課されている町税等を滞納していないこと。

(3) 対象となる家財道具等の撤去について、本町で実施している他の制度の支援金等の交付を受けていないこと。

(4) 鋸南町暴力団排除条例(平成24年鋸南町条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(支援金の対象経費)

第4条 支援金の交付対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) ごみの収集及び運搬費
- (2) 一般廃棄物処理費
- (3) 特定家庭用機器リサイクル料
- (4) 遺品整理作業
- (5) ハウスクリーニング、排水管清掃等の費用
- (6) 敷地内の樹木伐採、草刈り等の費用
- (7) 協力代行者に委託して家財道具等を処分するための費用
- (8) その他町長が必要と認める作業

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、前条の交付対象となる経費の額とし、20万円を限度とする。

2 支援金は、同一の空き家に対して1回に限り交付するものとする。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、鋸南町片付け応援支援金交付申請書(様式第1号)及び鋸南町空き家片付け応援支援金誓約書兼同意書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 支援対象事業を行う前の空き家又はその敷地の状況が分かる写真
- (2) 支援対象事業実施後の空き家又はその敷地の状況が分かる写真
- (3) 家財道具等の処分等に係る領収証の写し
- (4) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(支援金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査を行い、支援金の交付を決定したときは、鋸南町空き家片付け応援支援金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請をした者に通知する

ものとする。

(支援金の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、鋸南町空き家片付け応援支援金交付請求書(様式第4号)により支援金の請求をするものとする。

(支援金の交付決定の取消し又は補助金の返還)

第9条 支援金の交付又は交付決定を受けた者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、当該交付決定を取り消し、既に交付した支援金の全額又は一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により、支援金の交付決定を受けたとき。

(2) 第3条第1項第1号に該当し、支援金の交付決定を受けた者が、支援金の交付を受けた日から2年を経過しない期間内に空き家バンクの物件登録を抹消したとき。

(3) その他町長が支援金の交付を不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定の取消し等を行ったときは、鋸南町空き家片付け応援支援金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとし、既に交付した支援金があるときは、鋸南町空き家片付け応援支援金返還通知書(様式第6号)により、期限を定めて当該取消しに係る支援金を返還させることができる。

3 第1項の規定による返還を求める支援金の額は、別表第1のとおりとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（条例第9条関係）

交付日からの経過年数	返還を求める支援金の額
1年未満	交付額の100分の100
1年以上2年未満	交付額の100分の50